

平成22年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 險 事 業	9
土 地 取 得 事 業	11
老 人 保 健 事 業	12
住 宅 事 業	13
簡 易 水 道 事 業	15
介 護 保 險 事 業	17
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	19
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	20
物 品 調 達	21

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	23
水 道 事 業	25
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	29

平成22年度 小樽市 一般会計 予算

平成22年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,160,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 13,995,500
	1 市 民 税	5,783,400
	2 固 定 資 産 税	6,037,600
	3 軽 自 動 車 税	122,400
	4 た ば こ 税	861,700
	5 入 湯 税	22,000
	6 都 市 計 画 税	1,168,400
2 地 方 譲 与 税		392,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	101,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	276,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	15,000
3 利 子 割 交 付 金		35,000
	1 利 子 割 交 付 金	35,000
4 配 当 割 交 付 金		3,000
	1 配 当 割 交 付 金	3,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,407,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,407,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		47,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	47,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		74,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	74,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		400
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	400
10 地 方 特 例 交 付 金		151,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	151,000
11 地 方 交 付 税		15,916,000
	1 地 方 交 付 税	15,916,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		30,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	30,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 399,406
	1 負 担 金	399,406
14 使 用 料 及 び 手 数 料		1,000,481
	1 使 手 用 料	577,107
	2 手 数 料	423,374
15 国 庫 支 出 金		10,503,915
	1 国 庫 負 担 助 金	10,183,368
	2 国 庫 負 補 託 金	283,127
	3 国 庫 負 補 託 金	37,420
16 道 支 出 金		3,171,482
	1 道 負 担 助 金	1,945,164
	2 道 負 補 託 金	902,072
	3 道 負 補 託 金	324,246
17 財 産 収 入		81,586
	1 財 産 運 用 収 入	77,772
	2 財 産 売 払 収 入	3,814
18 寄 附 金		5,096
	1 寄 附 金	5,096
19 繰 入 金		674,737
	1 特 別 会 計 繰 入 金	537,731
	2 基 金 繰 入 金	137,006
20 諸 収 入		3,137,926
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 子	8,000
	2 預 金 利 収 入	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,680,594
	4 雑 収 入	449,331
21 市 債		4,133,700
	1 市 債	4,133,700
歳 入 合 計		55,160,229

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 229,651 229,651
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税基本台帳費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統計調査員費 6 総務管理費	1,123,022 830,016 110,787 34,448 75,027 69,115 3,629
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活年金費 4 国民生活年金費 5 国民生活年金費	23,224,130 9,584,734 4,314,178 9,187,469 5,358 132,391
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健衛生費 3 清掃費	4,803,059 2,431,575 351,640 2,019,844
5 労働費	1 労働諸費	82,687 82,687
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	113,490 89,865 23,625
7 商工費	1 商工費	1,876,571 1,876,571
8 土木費	1 土木総務費 2 土道路橋りょう費 3 河道市川計画費 4 河道市川計画費 5 河道市川計画費 6 河道市川計画費	4,843,557 3,608 1,739,289 64,506 1,998,818 316,127 721,209

款	項	金額
9 消費費	1 消費費	千円 256,021 256,021
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校費 5 中学校校費 6 中学校校費	1,754,140 191,547 496,947 308,949 266,315 368,991 121,391
11 公債費	1 公債費	6,911,734 6,911,734
12 諸支出金	1 貸付金 2 特別会計 3 基金	1,154,787 818,278 264,445 72,064
13 職員給与費	1 職員給与費	8,757,380 8,757,380
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	55,160,229

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報化推進事業費	平成23年度から平成27年度まで	千円 110,132
朝里川温泉衛生設備整備費	平成23年度から平成26年度まで	2,574
校務用パソコン整備事業費 (小学校費)	平成23年度から平成27年度まで	7,574
校務用パソコン整備事業費 (中学校費)	平成23年度から平成27年度まで	4,450
小樽市土地開発公社の借入金に対する 債務保証	平成22年度から平成23年度まで	818,278

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
町内会館等建設助成事業費	8,800	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
出 資 金 債	26,700			
環境衛生施設整備事業費	3,000			
し尿処理場施設整備事業費	6,000			
勤労女性センター 施設整備事業費	1,700			
道路新設改良事業費	480,000			
河川整備事業費	40,000			
都市計画事業費	22,500			
港湾事業費	87,000			
消防施設整備事業費	60,700			
臨時財政対策債	2,602,000			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
退職手当債	795,300			
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成22年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成22年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ579,615千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 327,300 327,300
2 財産収入	1 財産運用収入	6,900 6,900
3 繰入金	1 一般会計繰入金	32,633 32,633
4 諸収入	1 雑収入	11,082 11,082
5 市債	1 市債	201,700 201,700
歳入合計		579,615

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 182,694 182,694
2 公債費	1 公債費	396,821 396,821
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		579,615

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふ頭用地整備事業費	千円 22,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
資本費平準化債	179,700			2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。 3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。 4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成22年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成22年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,429千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,681 11,681
2 繰入金	1 一般会計繰入金	18,632 18,632
3 諸収入	1 雑収入	11,116 11,116
歳入合計		41,429

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 37,543 37,543
2 公債費	1 公債費	3,786 3,786
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		41,429

平成22年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成22年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,509千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	23,457 23,457
2 諸収入		15,052
	1 雑収入	15,052
歳入合計		38,509

歳出

款	項	金額
1 管理費		千円
	1 管理費	36,930 36,930
2 公債費		1,481
	1 公債費	1,481
3 諸支出金		48
	1 繰出金	48
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳出合計		38,509

平成22年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成22年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,631,520千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,901,835
	1 国民健康保険料	2,901,835
2 国庫支出金		4,362,068
	1 国庫負担金	2,825,965
	2 国庫補助金	1,536,103
3 療養給付費等交付金		826,297
	1 療養給付費等交付金	826,297
4 前期高齢者交付金		4,594,015
	1 前期高齢者交付金	4,594,015
5 道支出金		590,313
	1 道負担金	92,665
	2 道補助金	497,648
6 共同事業交付金		2,101,400
	1 共同事業交付金	2,101,400
7 繰入金		1,247,490
	1 一般会計繰入金	1,247,490
8 諸収入		8,102
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	7,592
歳入合計		16,631,520

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 325,802
	1 総務管理費	325,802
2 保険給付費		12,333,921
	1 療養諸費	12,287,300
	2 出産育児等諸費	46,621
3 後期高齢者支援金等		1,380,954
	1 後期高齢者支援金等	1,380,954
4 前期高齢者納付金等		2,488
	1 前期高齢者納付金等	2,488
5 老人保健拠出金		150
	1 老人保健拠出金	150
6 介護納付金		586,005
	1 介護納付金	586,005
7 共同事業拠出金		1,996,000
	1 共同事業拠出金	1,996,000
8 諸支出金		6,000
	1 償還金及び還付加算金	6,000
9 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		16,631,520

平成22年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成22年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,480千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円
	1 財産運用収入	3,438
		3,438
2 諸収入		42
	1 貸付地収入	42
		42
歳入合計		3,480

歳出

款	項	金額
1 土地開発基金費		千円
	1 土地開発基金費	3,480
		3,480
歳出合計		3,480

平成22年度 小樽市老人保健事業特別会計予算

平成22年度小樽市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,409千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 道 支 出 金	1 道 負 担 金	千円 1,029 1,029
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	12,380 12,380
3 諸 収 入	1 雑 入	2,000 2,000
歳 入 合 計		15,409

歳出

款	項	金額
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	千円 282 282
2 医 療 諸 費	1 医 療 諸 費	15,027 15,027
3 予 備 費	1 予 備 費	100 100
歳 出 合 計		15,409

平成22年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成22年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,287,556千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	597,327 597,327
2 国庫支出金	1 国庫補助金	228,605 228,605
	3 財産収入	312 312
4 繰入金	1 基金繰入金	183,206 3,421
	2 一般会計繰入金	179,785
5 諸収入	1 住宅敷金収入	3,606 3,096
	2 雑収入	510
6 市債	1 市債	274,500 274,500
	歳入合計	1,287,556

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円
	1 住宅管理費	777,805 374,810
2 公債費	2 住宅建築費	402,995
	1 公債費	509,651 509,651
3 予備費	1 予備費	100 100
	歳出合計	1,287,556

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 274,500	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成22年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成22年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ183,449千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使	56,290
	2 手 用 料	56,200
		90
2 道 支 出 金	1 道 補 助 金	56,120
		56,120
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	68,978
		68,978
4 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入	2,061
	2 雑	2,000
		61
歳 入 合 計		183,449

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円
	1 水 道 事 業 費	101,542
	2 水 道 建 設 費	15,362
		86,180
2 公 債 費	1 公 債 費	81,807
		81,807
3 予 備 費	1 予 備 費	100
		100
歳 出 合 計		183,449

平成22年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成22年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,679,848千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 1,979,662
	1 介 護 保 険 料	1,979,662
2 国 庫 支 出 金		3,067,257
	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	2,145,480 921,777
3 支 払 基 金 交 付 金		3,681,033
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,681,033
4 道 支 出 金		1,860,878
	1 道 負 担 金 2 道 補 助 金	1,826,521 34,357
5 財 産 収 入		2,936
	1 財 産 運 用 収 入	2,936
6 繰 入 金		2,087,882
	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金	1,822,211 265,671
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑 入	100 100
歳 入 合 計		12,679,848

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 263,273
	1 総 務 管 理 費	132,930
	2 徴 収 費	11,871
	3 介 護 認 定 審 査 会 費 4 趣 旨 普 及 費	114,361 4,111
2 保 険 給 付 費		12,221,541
	1 介 護 サービス等諸費	11,350,492
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	538,880
	3 高 額 介 護 サービス等費 4 そ の 他 諸 費	320,177 11,992
3 地 域 支 援 事 業 費		189,998
	1 介 護 予 防 事 業 費 2 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	48,569 141,429
4 基 金 積 立 金		2,936
	1 基 金 積 立 金	2,936
5 諸 支 出 金		1,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,100
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		12,679,848

平成22年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成22年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,335千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 51,792 51,792
2 諸収入	1 雑収入	9,543 9,543
歳入合計		61,335

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 44,946 44,946
2 公債費	1 公債費	11,606 11,606
3 諸支出金	1 繰出金	4,683 4,683
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		61,335

平成22年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成22年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,906,560千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,435,380 1,435,380
2 繰入金	1 一般会計繰入金	453,613 453,613
3 諸収入	1 受託事業収入 2 償還金及び還付加算金	17,567 15,067 2,500
歳入合計		1,906,560

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	70,407 61,918 8,489
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,832,653 1,832,653
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,500 2,500
4 予備費	1 予備費	1,000 1,000
歳出合計		1,906,560

平成22年度 小樽市物品調達特別会計予算

平成22年度小樽市の物品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 物 品 売 払 収 入	1 物 品 売 払 収 入	千円 4,000 4,000
歳 入 合 計		4,000

歳 出

款	項	金 額
1 物 品 購 入 費	1 物 品 購 入 費	千円 4,000 4,000
歳 出 合 計		4,000

平成22年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	445床
(2) 年間入院患者数	125,925人
(3) 年間外来患者数	179,820人
(4) 一日平均入院患者数	345人
(5) 一日平均外来患者数	740人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器等購入費 105,197千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,705,022千円
第1項 医業収益	7,983,142千円
第2項 医業外収益	738,984千円

第3項 付帯事業収益 72,878千円

第4項 特別利益 910,018千円

支 出

第1款 病院事業費用 9,264,180千円

第1項 医業費用 8,699,588千円

第2項 医業外費用 474,956千円

第3項 付帯事業費用 75,636千円

第4項 特別損失 14,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額494,774千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90千円で補てんし、一時借入金494,684千円で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 220,797千円

第1項 企業債 100,000千円

第2項 他会計出資金 115,600千円

第3項 道補助金 5,197千円

支 出

第1款 資本的支出	715,571 千円
第1項 建設改良費	105,197 千円
第2項 企業債償還金	598,057 千円
第3項 長期貸付金	11,520 千円
第4項 国庫補助金返還金	797 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小樽病院 医療機器 整備事業費	千円 50,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	平成23年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還するものとする。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
医療センター 医療機器 整備事業費	50,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次

のとおりと定める。

- (1) 医業費用（給与費）及び付帯事業費用（給与費）の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用（材料費及び経費）の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用（消費税及び地方消費税）の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,436,921 千円
- (2) 交際費 250 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,240,673 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,697,384 千円と定める。

平成22年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数 | 67,600 世帯 |
| (2) 年間総給水量 | 17,100 千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 46,849 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 配水管整備事業

事業費 409,476 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 438,376 千円

事業概要 豊倉浄水場天日乾燥床築造工事
春香送水ポンプ所機械電気設備工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	2,905,275 千円
第1項 営業収益	2,646,695 千円
第2項 営業外収益	253,780 千円
第3項 特別利益	4,800 千円

支出

第1款 水道事業費用	2,565,353 千円
第1項 営業費用	1,985,631 千円
第2項 営業外費用	567,622 千円
第3項 特別損失	12,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,259,428千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,953千円、過年度分損益勘定留保資金964,384千円及び当年度分損益勘定留保資金258,091千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,185,969 千円
第1項 企業債	778,900 千円
第2項 補助金	23,250 千円
第3項 負担金	113,719 千円

第4項 工事負担金 30,000 千円

第5項 貸付金償還金 240,000 千円

第6項 固定資産売却代 100 千円

支 出

第1款 資本的支出 2,445,397 千円

第1項 建設改良費 861,754 千円

第2項 企業債償還金 1,535,332 千円

第3項 退職給与金 48,311 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 778,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成23年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 598,703 千円

(2) 交際費 40 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、11,034 千円と定める。

平成22年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 65,100 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 21,559 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 59,066 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,142,429 千円

事業概要 汚水管布設工事 銭函地区ほか

マンホール蓋改築更新工事

中央下水終末処理場

汚泥処理棟	機械設備工事
水処理施設	機械設備工事
	電気設備 実施設計委託
本館沈砂池棟	機械設備工事

銭函下水終末処理場

汚泥処理棟	実施設計委託
水処理棟	実施設計委託

汚水中継ポンプ場

朝里第1中継ポンプ場 機械設備工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）68,000千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,727,004 千円
第1項 営業収益	2,059,930 千円
第2項 営業外収益	1,666,974 千円
第3項 特別利益	100 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,178,937 千円
第1項 営業費用	2,461,657 千円
第2項 営業外費用	706,180 千円
第3項 特別損失	11,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,242,265千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,633千円、過年度分損益勘定留保資金604,114千円及び当年度分損益勘定留保資金1,586,518千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,015,555 千円
第1項 企業債	1,243,100 千円
第2項 補助金	543,400 千円
第3項 負担金	215,488 千円
第4項 受益者負担金	3,172 千円
第5項 工事負担金	1,995 千円
第6項 貸付金償還金	8,300 千円
第7項 固定資産売却代	100 千円

支 出	
第1款 資本的支出	4,257,820 千円
第1項 建設改良費	1,143,977 千円
第2項 企業債償還金	2,524,777 千円
第3項 貸付金	541,200 千円
第4項 退職給与金	47,866 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 537,900	普通貸借 又は	% 10.0 以内	1 平成23年度から据置期間を含め30年以内に毎年

資本費平準化債	533,000	登録公債	元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
下水道事業債 (特別措置分)	240,200		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

186,098 千円

平成22年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総 則)
 第1条 平成22年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	26,900 t
イ がれき類等	20,000 t
ロ 廃プラスチック類等	3,600 t
ハ 土 砂	3,300 t
(2) 一日平均埋立処分量	105 t
イ がれき類等	78 t
ロ 廃プラスチック類等	14 t
ハ 土 砂	13 t

(収益的収入及び支出)
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	113,858 千円

第1項 営業収益	108,927 千円
第2項 営業外収益	4,931 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用	113,601 千円
第1項 営業費用	110,111 千円
第2項 営業外費用	2,490 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	26,911 千円
-----------	-----------

